

## 子どもの権利に関する条例（仮称）条例骨子（素案）について

- ・ゴシック体かつ下線が引いてある箇所は、第1回会議の委員意見等を踏まえて補記または修正を行った箇所
- ・ゴシック体の箇所は第1回会議で示した概要から骨子（素案）にするにあたり補記または文言の整理を行った箇所

※法務担当部局とは未調整

項目	骨子（素案）	委員意見要旨（第1回会議）
①目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務や関係機関の役割等を明示</li> <li>・子どもがその権利を尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与</li> </ul>	特になし
②定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども…<u>心身の発達過程にある者。子どもに関する施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定める。</u></li> <li>・子どもに関する施策…次に掲げる施策及びこれと一体的に講ずべき施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健やかな成長に対する支援</li> <li>・子どもの健やかな成長を支える者への支援</li> <li>・子どもの健やかな成長を社会全体で支えるための環境の整備</li> </ul> </li> <li>・保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者</li> <li>・学校関係者等…学校、児童福祉施設、その他これらに類する施設の関係者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利救済を行っている中でも支援が18歳で区切られることがあるため、子どもの定義について、年齢で区切ることがないようにしたほうが良い。</li> </ul>
③基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策を行う際に遵守すべき考えは以下のとおり</li> <li>①基本的人権の保障及び差別的取り扱いの禁止</li> <li>②生きる権利や成長・発達する権利の保障、及び教育を受ける権利の保障</li> <li>③意見を表明する権利や社会活動に参画する権利の保障</li> <li>④最善の利益の尊重</li> <li>⑤社会全体で子どもを支えるための取組の推進</li> </ul>	特になし
④県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、子どもに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</li> </ul>	特になし
⑤保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本理念にのっとり、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、自立心を育成し、心身の健やかな成長を図るよう努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第一義的責任を有する」という文言について、親だけで子どもを育てることが難しいケースもあるため、最終的には親の責任となるといった捉え方がされないようにしていただきたい。</li> <li>・親が子どもの権利を侵害しないようにすることが重要であると考ええる。</li> </ul>
⑥学校関係者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努める。</u></li> </ul>	特になし
⑦事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本理念にのっとり、雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める。</u></li> </ul>	特になし
⑧民間団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本理念にのっとり、子どもへの支援や子育ての支援を推進するよう努めるとともに、県や市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める。</u></li> </ul>	特になし
⑨県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>基本理念にのっとり、子どもの権利及び子どもに関する施策に関心及び理解を深め、子どもの意見を聴くとともに、県や市町村が行う子どもに関する施策に協力するよう努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親が子どもの権利を侵害しないようにすることが重要であると考ええる。</li> <li>・子どもの意見・声を聞くことができる大人の人数を増やす必要があると考える。</li> </ul>
⑩市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する施策を実施する際は、県は市町村と連携するとともに、<u>市町村が行う子どもに関する施策に協力する。</u></li> </ul>	特になし

⑪施策の計画的な推進	・県は、 <u>この条例の趣旨を踏まえ、こども基本法に基づく都道府県こども計画において、子どもに関する施策の計画的な推進を図るものとする。</u>	・条例の理念がはぐみんプランにおいて達成できているか見直すべきではないか。
⑫意見反映	・県は、 <u>子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子どもに関する施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。</u> ・県は、 <u>子どもが子どもに関する施策に対する理解を深めることが出来るよう適切な情報提供を推進するものとする。</u>	・対象である子ども自身が施策を評価する方法が必要。評価する人としての子どもの位置づけをしていただきたい。 ・子どもに対しての適切な情報提供が必要ではないか。
⑬社会参画の促進	・県は、子どもが多様な社会活動に参画できるための取組を実施するものとする。	特になし
⑭子どもの権利の周知	・県は、 <u>この条例や、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について広報活動を通じて、子どもを含めた県民に子どもの権利を周知し、その理解を得るよう努めるものとする。</u> ・県は、 <u>基本理念が地域社会に浸透し、社会全体で子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう努めるものとする。</u>	・子どもを取り巻く教育機関・保育機関などの大人に対しての周知が必要 ・大人の既成概念を変えるような周知が必要 ・保護者にとっても分かりやすい情報提供をしていただきたい。
⑮居場所づくり	・県は、 <u>子どもの適切な遊び及び生活の場等の子どもが地域において安全で安心して自分らしく過ごすことが出来る居場所を多く持てるよう環境の整備に努めるものとする。</u>	特になし
⑯相談体制	・県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害に対応し、子ども等からの相談に対応できるよう <u>必要な措置を講ずるものとする。</u>	特になし
⑰権利救済委員会	・ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、申し立てに応じて調査・調整等を行う愛知県子どもの権利救済委員会を設置する。</u>	・滋賀県のような相談救済機関を設けるべきではないか。 ・権利救済委員会について、実効性を担保するために必要不可欠 ・第三者機関に子どもアドボカシーを養成している人や専門家が入ったほうが良いのではないか。 ・自ら声を上げたときにワンストップで受け止める機関が必要ではないか。
⑱推進体制	・県は、関係機関と連携をし、社会全体で子どもを支える <u>取組の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。</u>	特になし
⑲財政上の措置	・県は、 <u>子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	特になし